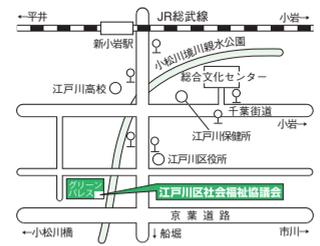


社協だより

URL <http://www.edogawa-shakyo.jp/>

第 135 号
発行 / 社会福祉法人
江戸川区社会福祉協議会
〒132-0031
江戸川区松島 1-38-1
グリーンパレス 1 階
電話 03(5662)5557



歳末たすけあい運動にご協力をお願いします!

実施期間
12月1日から12月31日まで

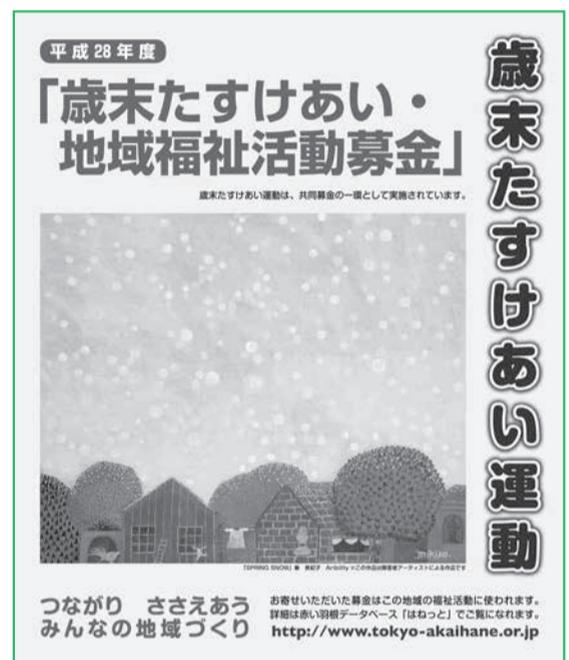
～つながり ささえあう みんなの地域づくり～

歳末たすけあい運動は、地域福祉活動募金の一環として、区民の皆様のご協力により毎年実施しています。

今年も「つながり ささえあう みんなの地域づくり」をスローガンに支援を必要とする方々が、地域の中で安心して暮らせるよう皆様からの温かいお気持ちをお届けしてまいります。

なお、この募金運動は江戸川区の地域福祉のために皆様から善意の募金をお願いするものです。

皆様のご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。



募金はこちらの窓口へ

- ★町会・自治会
- ★区内各事務所地域サービス係
- ★社会福祉協議会

※郵便振替でも募金の受付を行っています。
郵便振替をご希望される方は、下記までご連絡ください。郵便振替用紙を郵送します。

【江戸川区社会福祉協議会】
☎(5662)5557

主催：東京都共同募金会
実施：江戸川区社会福祉協議会
協賛：江戸川区／町会・自治会／
民生・児童委員協議会

歳末たすけあい運動募金の活用状況は、東京都共同募金会のホームページ「はねっと」で公開されています。

<http://www.tokyo-akaihane.or.jp>

江戸川区社会福祉協議会にお寄せいただいた「歳末たすけあい募金」は、区内の地域福祉のために活用しております。

また、募金の配分計画については、歳末たすけあい運動実行委員会にて検討され、東京都共同募金会江戸川区配分推せん委員会の推せんに基づき、東京都共同募金会で決定し、その使い道は、主に民生・児童委員を通じ、直接対象者へお贈りする「激励金」と地域での自主的な地域福祉活動を支援する「地域福祉活動費」になります。

昨年実績 **25,908,268円**

- ◆**激励金 8,892,000円**
重度障がい者、要介護熟年者等のために!
- ◆**地域福祉活動費 14,771,765円**
区内の地域福祉を目的とする団体などの活動や事業に対して配分を行いました!
- ◆**募金活動費 2,244,503円**
ポスター、チラシ、町会・自治会募金活動費等

募金はこのように活用しています!

今、こんなことで困っていませんか？

～目的に応じた資金を貸付する制度があります～

進学したいけど、入学金が準備できない。
あきらめようかしら…

教育支援資金 (無利子)

学費が払えない。
退学するしかないのかな…



ポイント

教育支援資金 ワンポイントアドバイス

進学のための教育費を賄う方法に「奨学金制度」があります。大きく分けて①日本学生支援機構②地方公共団体③民間④学校独自の4つの制度があります。制度により条件が違うので返済の有無、返済期間、利息の有無など各機関に事前に確認の上、早めにご相談ください。



相談室でプライバシーに配慮した相談ができます。

総合支援資金

失業してしまい、就職活動しているがなかなか決まらない。貯金も尽きてきた、どうしよう…



◆不動産担保型生活資金 ◆要保護世帯向け不動産担保型生活資金

これからも持家に住み続けたいけど、収入が少なくて生活に困っている。不動産を担保に…



福祉費

入院したいけど貯金がなくて…

障害者自動車購入資金等

転居費用

出産、葬祭費

「生活福祉資金貸付制度」は所得の少ない世帯、障がい者や介護を要する高齢者のいる世帯に対して、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的とする社会福祉制度です。具体的な利用目的がある場合に、該当する資金の貸付を行う制度です。福祉・教育支援資金は民生・児童委員の相談援助活動の協力を得て実施されます。詳細な要件があるため、詳しくは窓口にご相談ください。

問合せ・申込み

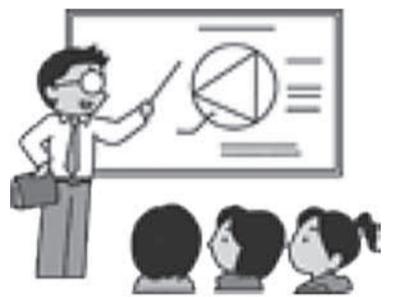
生活福祉資金貸付担当 電話 (5662)5557 FAX (3654)2940
相談面接予約制 平日8時30～17時 土日祝休み 1回約2時間を要します。

生活安定支援事業

一定所得以下の世帯の子ども(中3・高3等)を支援するため、学習塾等の受講料や高等学校、大学等の受験料の貸付を行うとともに、低所得者・離職者の就労に関する相談を受け、生活安定の為に支援を行っています。

受験生チャレンジ支援貸付

※高校や大学等に入学した場合、一定のお手続きをいただいた上で返済が免除となります。



学習塾等受講料貸付金

学習塾、各種受験対策講座、通信講座にかかる費用

中学・高校3年生等に対し

上限 **20万円**

を無利子で貸付します。

高校受験料貸付金

上限

2万7千4百円

私立・公立を併せて、1回2万3千円を限度に4回分までの受験料を無利子で貸付します。

大学等受験料貸付金

上限 **8万円**

回数や1回あたりの上限の定めはありません。

申込受付は、平成29年2月中旬までです。

※要事前面談 (平成29年1月末まで)

対象 次の要件をすべて満たす方

- ①世帯の生計中心者(20歳以上)であること
- ②課税所得又は総収入が一定基準以下であること
- ③預貯金等資産の保有資産額が600万円以下であること
- ④現在居住している場所以外に不動産所得を得る土地・建物を所有していないこと
- ⑤都内に引き続き1年以上在住(住民登録)していること
- ⑥生活保護受給世帯の世帯主又は構成員でないこと

★他にも要件があります。詳細は窓口までお問合せください。



問合せ・申込はこちらまで

生活安定支援窓口

電話 **(5662)7638**

まずはお電話にてお問合せください。

ご来所にはご予約が必要です。

平日 9時～17時 土日祝休み

平成27年度の事業及び決算

江戸川区社会福祉協議会定款第27条の規定に基づき、平成27年度事業報告、収支計算、財産目録、貸借対照表をお知らせします。
(この決算は、監事による監査を経て、理事会、評議員会の承認を得たものです。)

平成27年度事業報告(主なもの)

1. 会議の開催

理事会(5回開催)・評議員会(3回開催)

2. 調査研究

ひとり暮らし熟年者の実態調査

- ・調査方法: 民生・児童委員による訪問聞き取り調査
- ・調査期間: 平成27年10月1日～平成27年11月30日
- ・調査対象者: 20,808名(昭和15年9月30日以前に生まれた75歳以上の熟年者)
- ・調査結果: 10,928名(区内在住のひとり暮らし熟年者)

3. 連絡調整

各地区民生・児童委員協議会に出席し、事業執行について報告と協力依頼。各種団体の行事に積極的に参加。

4. 普及宣伝

「社協だより」第131、132、133号を発行、町会・自治会を通じ回覧及びホームページ掲載。

5. 地域福祉事業

- 児童女性事業
 - 関係団体助成 3団体
- 熟年者福祉事業
 - ①愛の杖贈呈 1,619本
 - ②関係団体助成 3団体
- 心身障がい者福祉事業
 - ①親子激励日帰りバスハイク(身体、知的障がい) 806人
 - ②ハンディキャブ貸出(3台) 延べ498件
 - ③福祉バス助成 15団体(日帰り6件、宿泊9件)
 - ④関係団体助成 41団体



6. 生活福祉資金貸付事業

- 生活福祉資金貸付
 - 教育支援資金 貸付件数 66件 貸付決定額 75,344,000円
 - 福祉費 貸付件数 5件 貸付決定額 369,000円
 - 緊急小口資金 貸付件数 3件 貸付決定額 190,000円
- 総合支援資金貸付
 - 貸付件数 1件 345,000円
- 臨時特例つなぎ資金貸付
 - 貸付件数 0件
- 不動産担保型生活資金貸付事業
 - 貸付件数 新規0件 継続7件
- 要保護向け不動産担保型生活資金貸付事業
 - 貸付件数 新規4件 継続9件



7. 緊急援護費の支給

支給件数 2,386件 支給金品額 2,030,132円

8. 歳末たすけあい運動

※1面参照

9. 安心生活センター

- 安心生活サポート事業(地域福祉権利擁護事業)
 - ①相談件数143件(対象者1人につき1件、複数の相談あり)
 - 認知症高齢者116件 知的障がい者5件 精神障がい者22件
 - ②支援回数3,115回(訪問・電話対応・窓口対応)
 - 認知症高齢者1,992回 知的障がい者224回 精神障がい者899回
 - ③契約件数 55件
 - 認知症高齢者39件 知的障がい者5件 精神障がい者11件
 - ④生活サポーター登録者 40名
- 成年後見制度利用相談事業・法人後見事業
 - ①相談件数 265件(対象者1人につき1件、複数の相談あり)
 - 認知症高齢者245件 知的障がい者8件 精神障がい者12件
 - ②支援回数3,483回(訪問・電話対応・窓口対応)
 - 法人後見 1,585回
 - 認知症高齢者1,528回 知的障がい者25回 精神障がい者32回
 - 区長申立970回
 - 認知症高齢者829回 知的障がい者92回 精神障がい者49回
 - 後見監督 441回
 - 親族等申立 487回
 - ③法人後見受任件数20件(平成19年度からの累計59件 内39件終了)
 - 認知症高齢者 52件 知的障がい者3件 精神障がい者4件
 - ④区長申立件数 50件(平成14年度からの累計282件)
 - 認知症高齢者237件 知的障がい者22件 精神障がい者13件
 - ⑤後見監督受任件数22件(平成19年度からの累計43件 内21件終了)
 - 認知症高齢者42件 知的障がい者1件 精神障がい者0件
- 福祉サービス苦情解決相談事業
 - 相談件数 35件(苦情内訳)
 - ①高齢者福祉5件 ②介護保険0件 ③障がい者祉4件
 - ④障害者自立支援法7件 ⑤児童福祉14件 ⑥生活保護4件
 - ⑦その他1件

10. 受託事業

- くつろぎの家 年間利用者数 171,449名 見学者 127名
 - ①年間行事 リズム運動、落語、生け花教室、踊り教室、琴の教室、健康相談、消費者講座
 - ②特別行事 くつろぎの家まつり、長寿を祝う集い
- くすのきカルチャーセンター
 - ①正規教室 32科目 96教室 生徒数2,002名 講師数67名
 - ②自主活動教室 294教室 5,641名
 - ③行事 開講式、自主グループ文化祭、講師研修会、修了記念行事

11. 生活安定支援事業

- 受験生チャレンジ支援貸付
 - 塾等受講料 254件 貸付決定額 48,770,500円
 - 大学等受験料 252件 貸付決定額 11,606,400円
- 低所得者・離職者対策事業
 - 相談件数 61件

平成27年度財産目録総括表 平成28年3月31日現在(単位:円)

資産の部		負債の部	
【流動資産】		【流動負債】	
現金預金	277,950,199	事業未払金	189,288
未収金	745,550	その他の未払金	31,730,633
未収補助金	12,689,000	預り金	2,322,002
立替金	3,255,678	職員預り金	1,197,437
流動資産合計	294,640,427	賞与引当金	7,831,768
【固定資産】		流動負債合計	43,271,128
(基本財産)		【固定資産】	
定期預金	3,000,000	退職給付引当金	82,981,275
(その他の固定資産)			
建物	20,784,044		
機械及び装置	1		
車輛運搬具	9		
器具及備品	3,064,144		
ソフトウェア	220,438		
退職給付引当資産	43,751,985		
地域福祉積立資産	31,743,120		
福祉施設建替積立資産	24,087,302		
その他の固定資産合計	123,651,043	固定負債合計	82,981,275
固定資産合計	126,651,043	負債の部合計	126,252,403
資産の部合計	421,291,470	差引純資産合計	295,039,067

平成27年度各会計貸借対照表総括表(単位:円)

科目	合計	社会福祉事業区分	公益事業区分
流動資産	294,640,427	285,114,426	9,526,001
固定資産	126,651,043	126,651,042	1
資産合計	421,291,470	411,765,468	9,526,002
流動負債	43,271,128	31,688,865	11,582,263
固定負債	82,981,275	82,981,275	0
負債合計(A)	126,252,403	114,670,140	11,582,263
基本金	3,000,000	3,000,000	0
国庫補助金等特別積立金	16,108,849	16,108,849	0
その他の積立金	55,830,422	55,830,422	0
繰越金	220,099,796	222,156,057	△2,056,261
純資産合計(B)	295,039,067	297,095,328	△2,056,261
負債・純資産合計(A)+(B)	421,291,470	411,765,468	9,526,002

平成27年度各会計収支決算総括表(単位:円)

会計名	収入決算額	支出決算額	当期資金収支差額	前期末支払資金残高	当期末支払資金残高
社会福祉事業区分	381,668,520	345,335,589	36,332,931	223,124,266	259,457,197
公益事業区分	148,549,226	148,549,226	0	0	0
合計	530,217,746	493,884,815	36,332,931	223,124,266	259,457,197

安心生活センターのご紹介

安心生活センターでは、熟年者や障がいのある方たちが、
 住み慣れたまちで安心して暮らすための
 相談と支援を行っています
 まずはお電話でご相談ください。



成年後見制度利用相談

- ★成年後見制度は、十分な判断ができない方のために、家庭裁判所が本人の権利を守る援助者（成年後見人など）を選任して、その人らしい生活が送れるように法律面、生活面から保護し、支援する制度です。
- ★選ばれた成年後見人等は、本人の意思を尊重し、心身の状況に配慮しながら必要な生活支援（福祉・医療サービスの手配など）や財産の管理を行い、本人を支援・保護します。
- ★すでに判断能力が不十分な方のための「法定後見制度」と今は大丈夫だが将来に備えておきたい方のための「任意後見制度」があります。

成年後見制度セミナー・講演会

成年後見制度とはどんな制度？ 親族が後見人になっているけど、制度のことが判らない、などの声に答えます。

専門の講師がお話しをします。興味の有る方はぜひお越しください。

※セミナー年 4 回

※広報えどがわにてご案内いたします。

安心生活サポート事業

認知症状のある熟年者や障がいのある方が、安心して地域で生活を送るお手伝いをする事業です。

★こんなときにはぜひご相談ください。

「福祉サービスの利用手続きが難しい」

「銀行での払い戻しが不安で一緒に行ってほしい」

「通帳等を失くさないか不安、預かってもらえないだろうか…」

※契約後は利用料がかかります。

知っていますか？

成年後見制度のあれこれ (区民向け成年後見講演会)

第 1 部 よしもと芸人がおくる成年後見制度

「成年後見人って
どんな人？」



第 2 部 パネルディスカッション

「地域で安心して人生を送るために」
～実際の後見人に聞いてます～

日時 平成29年 2月11日 (土曜日)

開場13時 開演13時30分～16時

対象 一般区民 定員200名 (先着順)

場所 江戸川区総合文化センター 3階研修室

※直接会場にお越しください。

苦情解決相談事業

「苦情を取り合ってくれない」

「事業者へ直接言いづらい…」

利用している福祉サービスについて苦情や不満があってお困りの時はご相談ください。内容をお聞きし、解決のための助言や調整を行います。必要な場合には、弁護士・医師・社会福祉士の苦情解決委員が、第三者機関として公正中立な立場から事業者と苦情解決に向けての話し合いをします。



相談窓口

月～金曜日 (祝日、年末年始を除く) 午前 8 時 30 分～午後 5 時
 電話 03(3653)6275